

(令和8年1月23日施行)

## 令和7年度和歌山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事は、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない待遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」こととされたことを踏まえ、和歌山県内に所在する介護サービス事業所・介護保険施設（令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）4（1）に定める介護サービス事業所等。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、実施要綱及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、補助金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

### (補助対象事業)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱に定める介護サービス事業所等における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業とする。

### (補助対象者)

第4 この補助金の交付の対象者は、和歌山県内に所在する介護サービス事業所等を運営する者であって、実施要綱4（1）の要件を満たす者とする。

### (補助金の交付要件)

第5 この補助金の交付の対象者は、実施要綱6及び7に定める要件を満たし、職場環境改善の取組の経費に充てた場合は、消費税及び地方消費税の額は含めないこととする。また、補助対象経費に要した費用は、交付する補助金の総額以上とならなければならない。

### (介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書)

第6 補助金の交付を受けようとする介護サービス事業所等は、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書（以下「計画書」という。）（別紙様式1）を令和8年4月17日までに知事に提出しなければならない。

2 計画書は法人単位で作成するものとする。

### (交付申請)

第7 この交付金の交付の申請は、規則第22条の規定に基づき省略し、第6に基づく計画書の提出をもって、申請したものとみなす。

2 申請金額については、和歌山県国民健康保険団体連合会において、第8に規定する方法

により算定した補助額とする。

(補助額の算定方法)

第8 この補助金の補助額の算定方法は、実施要綱5に定めるとおりとする。

(交付決定)

第9 知事は、計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第5条及び第7条の規定に基づき補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、通知するものとする。ただし、当該通知は、県の交付決定に基づく事務局からの通知に代えることができる。

(交付の条件)

第10 令和7年度介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等）交付要綱（令和7年12月25日付け厚生労働省発老1225第3号厚生労働事務次官通知別紙。）5及び規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(変更の届出)

第11 実施要綱8(4)に定める変更の届出を行う際は、変更に係る届出書（別紙様式2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、計画書（別紙様式1）並びに当該事実発生までの介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に向けた取組の実績及び承継後の介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に関する内容を記載した書類
- (2) 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合は計画書（別紙様式1）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払い)

第12 知事は、第9に定める交付決定後、概算払により速やかに補助事業者に支払うこととする。

(実績報告)

第13 規則第13条に規定する実績報告書の提出は、規則第22条の規定に基づき省略することとし、次の書類を令和8年12月28日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（別紙様式3）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金等交付請求書)

第15 規則第16条の規定による補助金等交付請求書は、規則第22条の規定により省略する。

(補助金の返還)

第16 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 実施要綱に定める交付要件を満たさない場合
- (2) 過誤調整等により事後的に補助対象期間の総報酬が変動し、補助金の額が既交付額を下回った場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。

計画書(介護分野の職員の質上げ・職場環境改善支援事業)  
基本情報入力シート

別紙様式1

●はじめに本シート(基本情報入力シート)のセルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

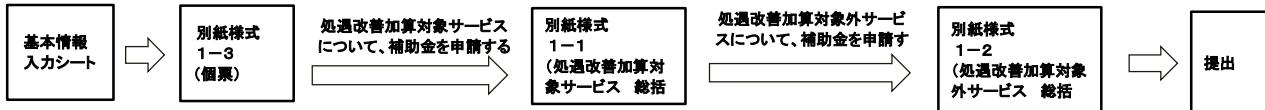
【重要】

- ①本計画書は、令和7年度和歌山県介護分野の職員の質上げ・職場環境改善支援事業補助金(以下「補助金」という。)の申請様式です。  
②和歌山県以外に所在する事業所がある場合は、各事業所の所在する都道府県にそれぞれ提出してください。(都道府県によって様式が異なります。)

●自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。

入力及び提出の流れ

各都道府県ごとに作成し、提出してください



1 提出先に関する情報

補助金の届出に係る提出先(事業所の所在地の都道府県)を選択してください。

提出先 **和歌山県**

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ		
	名称		
	〒	〒	
	住所1 (丁目まで)		
法人住所	住所2 (番地・住居番号まで)		
	住所3 (建物名等)		
法人 代表者	役職名		
	氏名		
法人番号			
書類作成 担当者	フリガナ		
	氏名		
担当者 連絡先	電話番号		
	E-mail		

3 計画書の記載内容や補助金の支払に係る情報

<p>本補助金計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。</p> <p>本申請書にて、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定による交付申請を兼ねることに同意します。なお、和歌山県介護分野の職員の質上げ・職場環境改善支援事業補助金交付要綱第7に定める算定方法に基づく補助額の合計額を「振込口座情報」に記載の口座に交付されることを希望します。</p> <p>下記「振込口座情報」に記載の通帳の写し(通帳の表紙、2ページ目の口座情報が記載された見開きページ)を添付している。</p>	
令和 8 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	法人名 代表者 職名

【記入上の注意】

- 各証明資料は、都道府県からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本計画書への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

4 振込口座情報 **※法人名義のものに限る(債権譲渡先への振込は不可)**

都道府県	A 見込額(円) ※支給額ではありません	金融機関コード	店舗コード	口座種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
和歌山県	0					
		銀行名	支店名			

## 5 補助金の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

介護予防や短期利用型サービス含め、記入漏れがないことを確認しました。

(記入済みのサービスの事業所数)

介護予防サービスの事業所数	0	件	
短期利用型サービスの事業所数	0	件	
総合事業サービスの事業所数	0	件	
その他サービスの事業所数	0	件	

## 別紙様式1-1(処遇改善加算対象サービス 総括表)

提出先

和歌山県

## 1 基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒 -		
フリガナ 書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

## 2 拠助金の支給要件及び使途

## ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援

処遇改善加算を算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。

別紙様式1-3「①の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計  
「○」は記載漏れがない場合、「×」は記載漏れがある場合を指します。

## ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

- 訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムに加入している又は実績報告書の提出までに加入する見込みです。
- 施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。  
(小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムに加入する又は実績報告書の提出までに加入する見込みであることにより要件を満たすことができます。)
- 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。

別紙様式1-3「②の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計  
「○」は記載漏れがなく、全ての事業所において要件を満たす場合、  
「△」は記載漏れがないが、要件を満たさない事業所がある場合、  
「×」は記載漏れがある場合を指します。

## ③ 介護職員の職場環境改善の支援(賃金改善に充てることも可能。)

生産性向上や協働化に係る取組を行っている(②を満たしている)又は令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を活用しています。

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。  
(1つ以上の項目にチェック(✓))

- (ア)業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
- (イ)介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (ウ)業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)

別紙様式1-3「③の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計

【使途】(1つ以上の項目にチェック(✓)) 職場環境改善経費への充当又は賃金改善を行う方法

(一)賃金改善の実施

(二)職場環境改善経費への充当

(二)を選択した場合、その使途を  
プルダウンから選択してください。

・実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を充てたかを報告いただきます。

・職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。

「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。

・職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。

・介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご活用ください。

・職場環境改善経費について、消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額に充当しないこととしてください。

※和歌山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金交付要綱第4により消費税額及び地方消費税額は含めないことと定めています。

### 3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
誓約したこととみなした要件について、実績報告書の提出までに対応します。	—
補助金として給付される額は、①～③の使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
都道府県のホームページ等で、補助金の提出先を確認しました。	—

### (確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途	
①について、処遇改善加算を算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込み	
②について、各サービスに係る要件を満たす	
③について、各サービスに係る要件を満たす	
④について、補助金の使途が示されている	
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	
振込口座情報	
振込口座情報について、空欄の項目がない	×
通帳の写し(通帳の表紙、2ページ目の口座情報が記載された見開きページ)を添付しているか	×

## 別紙様式1-2(処遇改善加算対象外サービス 総括表)

提出先 和歌山県

## 1 基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒 -		
フリガナ 書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

## 2 補助金の支給要件及び用途

## ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援

ケアプランデータ連携システムに加入している又は実績報告書の提出までに加入する見込みです。  
社会福祉連携推進法人に所属しています。  
処遇改善加算の対象外サービスについて、処遇改善加算IVに準ずる要件を満たす(又は満たす見込み)です。

別紙様式1-3「①の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象外サービス分について集計  
「○」は記載漏れがない場合、「×」は記載漏れがある場合を指します。

別紙様式1-3「①の要件を満たす」の欄において、処遇改善加算の対象外サービスについて、処遇改善加算IVに準ずる要件を満たす(又は満たす見込み)と回答した場合(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(ア)・(イ)(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)	
(ウ)職場環境等要件 ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は実績報告書の提出までに要件整備を行う誓約すること(「誓約」を選択)。 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。 ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、④の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。(④及び④の2を選択。)	
区分	内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性 向上のため の取組	⑯厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	⑰現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
	㉕の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。
やりがい ・ 働きがい の醸成	㉖ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	㉗地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉘利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉙ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

### 3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
誓約したことに対応したこととみなした要件について、実績報告書の提出までに対応します。	—
補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
都道府県のホームページ等で、補助金計画書の提出先を確認しました。	—

### (確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途	
①について、要件を満たす	
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	
振込口座情報	
振込口座情報について、空欄の項目がない	×
通帳の写し(通帳の表紙、2ページ目の口座情報が記載された見開きページ)を添付しているか	×

## 別紙様式1-3(個票)

法人名	
-----	--

補助金の見込額[円]		合計	うち、処遇改善加算対象サービス分	うち、処遇改善加算対象外サービス分
①~③の合計		0	0	0
(参考) ①~③の合計額と必ずしも一致しない。	うち、①+②部分	0	0	0
	うち、①部分	0	0	0
	うち、②部分	0	0	0
	うち、③部分	0	0	0

【記入上の注意】  
・都道府県ごとに補助金の要件を満たす必要があり、都道府県ごとに振込先の指定方法等、  
様式が異なる場合もあるため、補助金の計画書は都道府県ごとに作成してください。  
・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加してください。

提出先	和歌山県
-----	------

①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援	ア)処遇改善加算の対象サービス →処遇改善加算取得(又は見込み)事業所が対象 イ)対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等) →処遇改善加算に準する要件を満たす(又は見込み)事業所や ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)の事業所等が対象
②生産性向上や協働化に取り組む事業所の介護職員に対する上乗せの賞上げ支援	処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。 ア)訪問、通所サービス等 → ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み) イ)施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等 → 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。
③介護職員について、職場環境改善に取り組む事業所を支援	処遇改善加算を得た上、職場環境等要件の異なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

通 し 番 号	介護保険事 業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	令和7年12月 の介護報酬総 単位数 [単位](a)	1単位 あたり の単 価 [円](b)	①の要件を満たす	②の要件を満たす	③の要件を満たす	申請する 組み合わせ	交 付 率 ( 計 ) ( c )	基準月 (原則 令和7年12月)	補助金の見込額(е × b × c) [円]			①部分	②部分	③部分	
															①部分	②部分	③部分				
			都道府県	市区町村																	
1															令和7年12月	未入力あり					
2															令和7年12月	未入力あり					
3															令和7年12月	未入力あり					
4															令和7年12月	未入力あり					
5															令和7年12月	未入力あり					
6															令和7年12月	未入力あり					
7															令和7年12月	未入力あり					
8															令和7年12月	未入力あり					
9															令和7年12月	未入力あり					
10															令和7年12月	未入力あり					
11															令和7年12月	未入力あり					
12															令和7年12月	未入力あり					
13															令和7年12月	未入力あり					
14															令和7年12月	未入力あり					
15															令和7年12月	未入力あり					
16															令和7年12月	未入力あり					

## 別紙様式2

## 変更に係る届出書(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

## 基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ 書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和	年	月	日
2 変更の概要				

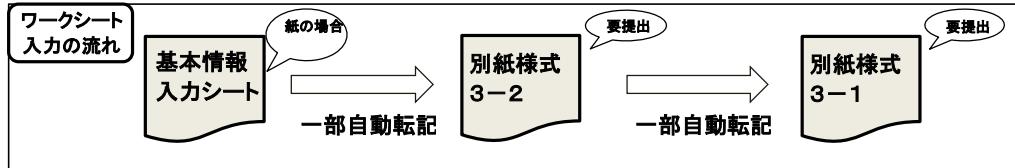
令和  年  月  日

(法人名)  
(代表者名)


●はじめに本シート(基本情報入力シート)の紫色セルに入力することで、介護保険事業費補助金(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)(以下「補助金」という。)の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。

【注意】本シートは様式作成用のため、本実績報告書の提出を紙で行う場合、本シートの提出は不要です。  
ただし、自治体に電子媒体で提出する場合は、本シートを削除せずそのまま提出してください。

●「別紙様式3-1」を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙様式3-2」から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。



●「別紙様式3-1」に記載する補助金による賃金改善等の所要額について、具体的な算出方法は問いませんが、各職員に対し、補助金を原資として行った賃金改善額等を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により算出してください。また、「賃金改善の所要額」を記入する欄には、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)を含む金額を記入してください。職場環境改善経費への充当額についても、具体的な算出方法は問いませんが、研修費、介護助手等の募集経費を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により算出してください。

### 1 提出先に関する情報

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の届出に係る提出先(都道府県)を選択してください。  
実績報告書は都道府県単位で作成し、提出してください。

提出先 **和歌山県**

### 2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

法人名	フリガナ					
	名称					
法人住所	〒				-	
	住所1(丁目まで)					
	住所2(番地・住居番号まで)					
	住所3(建物名等)					
法人代表者	役職名					
	氏名					
法人番号						
書類作成担当者	フリガナ					
	氏名					
担当者連絡先	電話番号					
	E-mail					

### 3 補助金を申請した事業所に関する情報(1の提出先に提出するべき事業所のみを記載。)

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2(補助金)に反映されます。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード
			都道府県	市区町村			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							

## 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実績報告書

## 1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒 -		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

## 2 実績報告について

A 補助金の総額(BとCの合計がA以上となること)	0	円	<input checked="" type="checkbox"/>
賃金改善経費分(①及び②。Bが①と②の合計以上となること)	0	円	<input checked="" type="checkbox"/>
B 賃金改善の所要額(①及び②並びに③(賃金改善に充てた額に限る。))		円	
C 職場環境改善の所要額((ア)～(ウ)の合計)	0	円	
(③のうち、職場環境改善に充てた額)		円	
(ア)研修費		円	
(イ)介護助手等の募集経費		円	
(ウ)その他の金額		円	

D(ウ)「その他の金額」に記載した場合の使途

対象となる要件			<input checked="" type="checkbox"/>
			<input checked="" type="checkbox"/>

## 【記入上の注意】

- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
  - I 補助金による賃金改善及び職場環境改善の総額が補助金による収入額以上となること。
  - II 補助金による賃金改善の総額が補助金による賃金改善経費分以上となること。
  - III 職場環境改善を、研修費、介護助手等の募集経費以外に充てた場合、その使途を記載すること。
- ②「賃金改善の所要額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- 「その他の金額」には、補助金の要件である「現場の課題の見える化」、「業務内容の明確化と役割分担」、又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができる。
- 「その他の金額」に記載した場合において、対象となる要件が複数ある場合は、ブルダウンでは主な対象となる要件を選択し、その他の要件については、備考欄に記載すること。
- 本補助金を、介護テクノロジー等の機器購入費用に充てることはできないため、そのような使用が都道府県によって確認された場合、チェックリストに○がついていても、要件を満たしていないと審査される可能性がある。

## 3 要件について

①申請時に処遇改善加算の算定又は処遇改善加算に準ずる要件を満たすことを誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応しました。	<input checked="" type="checkbox"/>
②申請時にケアプランデータ連携システムへの加入又は生産性向上推進体制加算の算定を誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応しました。	<input checked="" type="checkbox"/>
③申請時に職場環境改善の取組を行うことを誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応しました。	<input checked="" type="checkbox"/>
補助金を賃金改善に使用した場合、補助金以外の部分で賃金水準を引き下げていません。	<input checked="" type="checkbox"/>

## 【記入上の注意】

- やむを得ない事情により補助金以外の部分で賃金水準を引き下げた場合、下記備考欄に経緯の概要を記載すること。  
(例:事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等)

備考欄

--

## 4 職場環境改善経費の消費税仕入控除税額について

職場環境改善経費に消費税額を含めていない、又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を除外しています。	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------

## 5 記載内容に虚偽がないことの誓約

実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	<input checked="" type="checkbox"/>	
令和 8 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	法人名	
	代表者	職名
		氏名

## 【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

### (確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

#### 2 実績報告について

賃金改善及び職場環境改善改善の所要額の和が補助金の総額以上となること



賃金改善の所要額が補助金の賃金改善経費分の総額以上となること



職場環境改善を、研修費、介護助手等の募集経費以外に充てた場合、具体的な使途を記載していること



#### 3 要件について

①申請時に処遇改善加算の算定又は処遇改善加算に準ずる要件を満たすことを誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応した。



②申請時にケアプランデータ連携システムへの加入又は生産性向上推進体制加算の算定を誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応した。



③申請時に職場環境改善の取組を行うことを誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応した。



補助金を賃金改善に使用した場合、補助金以外の部分で賃金水準を引き下げていない



#### 4 職場環境改善経費の消費税仕入控除税額について

職場環境改善経費の消費税仕入控除税額について、取扱いを理解した



#### 5 記載内容に虚偽がないこと等の誓約

誓約について、空欄の項目がない



法人名	
提出先の都道府県における補助金額の合計(①、②及び③)[円]	0
うち、貢金改善経費分(①及び②)の合計[円]	0

【記入上の注意】  
・本表に記載する事業所は、計画書の基本情報入力シートで当補助金を申請すると記載した事業所と一致しなければならない。  
・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

(補助金の概要)	
①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援	ア)処遇改善加算の対象サービス 一処遇改善加算取得(又は見込み)事業所が対象 イ)対象外サービス(訪問看護、訪問リマネ、居宅介護支援等) 一処遇改善加算に準る要件を満たす(又は見込み)事業所やケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)の事業所等が対象
②生産性向上や協働化に取り組む事業所の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援	処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業所。 ア)訪問、通所サービス等、ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。 イ)施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等 →生産性向上加算又はIIを取得(又は見込み)等。
③介護職員について、職場環境改善に取り組む事業所への支援 (介護職員等の資質改善に充当可能)	処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業所(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。